

大鹿村村づくり検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 大鹿村は、村の自立と持続をめざし、諸課題に関する住民の意見を村政に反映させるとともに、自主的に村づくりへ取組む人材を育成して、村の発展と住民福祉の向上に資するため、村づくり検討委員会を設置する。

(委員)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから、公募及び推薦された者を村長が任命する。

(1) 原則として公募の開始の日において大鹿村の住民基本台帳に記載されている者

(2) 大鹿村内事業所に勤務する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、大鹿村のむらづくりの推進に意欲と情熱を持ち、責任感のある者

2 委員の任期は、1年（任命の日より翌年3月31日まで）とする。

3 委員は、再任することができる。

4 村長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(3) 委員が辞任を申し出たとき。

(会議)

第3条 委員会の会議は、村長が招集し、会議の進行は委員により互選された進行役が行う。

2 委員会は次の事項を協議する。

(1) 持続可能な村づくりに関すること

(2) 総合振興計画に関すること

(3) コミュニティ維持に関すること

(4) その他村づくりに必要と思われる事項

3 委員会が招集した者は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。